

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成24年12月20日(2012.12.20)

【公表番号】特表2012-525320(P2012-525320A)

【公表日】平成24年10月22日(2012.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2012-043

【出願番号】特願2012-508624(P2012-508624)

【国際特許分類】

C 01 B	39/24	(2006.01)
B 01 J	20/18	(2006.01)
B 01 J	20/30	(2006.01)
C 10 G	25/03	(2006.01)
B 01 J	37/10	(2006.01)
B 01 J	29/08	(2006.01)

【F I】

C 01 B	39/24	
B 01 J	20/18	A
B 01 J	20/30	
C 10 G	25/03	
B 01 J	37/10	
B 01 J	29/08	M

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月5日(2012.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アルミナに対するシリカのモル比として少なくとも10のモル比を有するゼオライトYを700から1000までの温度での焼成にさらすステップを含む変性ゼオライトYを調製するための方法であって、(i)水蒸気の分圧が700から800までの温度で最大で0.06バール(6000Pa)であり、(ii)水蒸気の分圧が800から850までの温度で最大で0.08バール(8000Pa)であり、(iii)水蒸気の分圧が850から900までの温度で少なくとも0.03バール(3000Pa)であり、(iv)水蒸気の分圧が900から950までの温度で少なくとも0.05バール(5000Pa)であり、(v)水蒸気の分圧が950から1000までの温度で少なくとも0.07バール(7000Pa)である上記方法。

【請求項2】

ゼオライトYが、アルミナに対するシリカのモル比として10を超えるモル比を有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

焼成が、20分から5時間までの時間にわたって行われる、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

焼成前のゼオライトYが、アルミナに対するシリカのモル比として13より大きいモル比、24.10から24.40までの範囲の単位セルの大きさ、及び少なくとも875m²/gの表面積を有する、請求項3に記載の方法。

【請求項 5】

請求項 1 から 4 までのいずれか一項に記載の方法によって得ることができるゼオライト Y。

【請求項 6】

アルミナに対するシリカのモル比として少なくとも 1.0 のモル比を有するゼオライト Y であって、その赤外線スペクトルが、 3700 cm^{-1} にピークを有するが、 3670 cm^{-1} には実質的にピークがない上記ゼオライト Y。

【請求項 7】

アルミナに対するシリカのモル比として少なくとも 1.0 のモル比を有するゼオライト Y であって、過重水素化ベンゼンとの交換により測定したときに、最大で 2.0 マイクロモル / グラムの酸性度を有する上記ゼオライト Y。

【請求項 8】

過重水素化ベンゼンとの交換により測定したときに、最大で 1.0 マイクロモル / グラムの酸性度を有する、請求項 7 に記載のゼオライト Y。

【請求項 9】

ゼオライトを使用する方法であって、請求項 1 から 7 までのいずれか一項に記載の変性ゼオライト Y を吸着剤として使用する上記方法。